

議 庁

日時： 3月26日（金）AM11：00 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- 1 学校給食費滞納者に対する訴えの提起についての専決処分について 教育部長

【連絡事項】

- | | | |
|---|------------------------------|--------|
| 1 | 庁達について | 企画部長 |
| 2 | 令和元年度決算における統一的な基準による財務書類について | 総務部長 |
| 3 | 太田市地域防災計画等の改訂について | 総務部長 |
| 4 | 「太田市避難所マップ」の作成について | 総務部長 |
| 5 | 第三期太田市耐震改修促進計画の策定について | 都市政策部長 |
| 6 | 令和3年度太田市教育行政方針について | 教育部長 |

【その他】

◆ 次回庁議予定 ◆ 4月13日 (火) AM8:30~<庁議室> 案件名報告: 4月 1日 (木)PM5:00
資料提出: 4月 6日 (火)PM5:00

教育部長 氏名 春山 裕 内線 (TEL) 20-7086

- 問合せ先 教育部学校施設管理課学校給食係 内線1314 20-70864 イルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3. その他（4月1日以降） 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【表題】

庁達について

【目的】

令和3年度の開始にあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、服務規律の確保を図るため庁達を発する。

【概要】

1 庁達の内容

- (１) 服務規律を確保すること
- (２) 公金等の管理に万全を期すること
- (３) 親切丁寧な市民応対を行うこと
- (４) 交通事故防止及び交通法規遵守のこと
- (５) 健康管理に努めること

2 庁達文

裏面のとおり

3 周知方法

4月1日にメール連絡責任者宛に庁達を送付するので、所属長は直接口頭にて職員に周知願いたい。

【備考】

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

令和元年度決算における統一的な基準による財務書類について

【 目 的 】

総務省より示された統一的な基準による財務書類の作成により、企業会計的な視点からストック情報（資産・負債・純資産）や見えにくいコスト情報（減価償却費等）を明らかにすることで、より正確な市の財務状態を把握するために行うものです。

【 概 要 】

一般会計等（一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び八王子山墓園特別会計）のほか、全体会計、連結会計による財務書類4表を作成。特徴としては、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、他団体との比較可能性の確保などが挙げられます。

1 財務書類（一般会計等）について

①貸借対照表（ＢＳ）

基準日時点における財政状態を表示

資産	負債
291,721,326千円	73,713,933千円
(▲7,270,060千円)	(▲4,218,731千円)
うち現金預金	純資産
2,901,585千円	218,007,393千円
(+118,102千円)	(▲3,051,329千円)

※カッコ内は前年度比

※有形固定資産減価償却率

H29:55.2% ⇒H30:56.7% ⇒R01:58.5%

④資金収支計算書（ＣＦ）

現金の受払いを3つの区分で表示

業務活動収支	6,006,108千円
投資活動収支	▲1,602,876千円
財務活動収支	▲4,320,394千円
前年度末資金残高	2,565,364千円
本年度末歳計外現金残額	253,384千円
本年度末現金預金残高	2,901,585千円

②行政コスト計算書（ＰＬ）

費用・収益の取引高を表示

経常費用	73,705,150千円
経常収益	3,983,445千円
臨時損失	116,770千円
臨時利益	832千円
純行政コスト	▲69,837,643千円

※現金支出を伴わない減価償却費や退職手当引当金などを計上

③純資産変動計算書（ＮＷ）

純資産（及びその内部構成）の変動を表示

前年度末純資産残高	221,058,722千円
純行政コスト	▲69,837,643千円
財源（税収等、補助金）	66,742,680千円
本年度差額	▲3,094,963千円
本年度純資産変動額	▲3,051,330千円
本年度末純資産残高	218,007,393千円

※表示単位未満で四捨五入のため、合計等の金額で一致しない場合があります。

2 各指標の推移について

財務書類作成後3年間の推移のほか、参考として令和元年度類似団体平均を掲載しました。どの指標もおおむね良好な結果となっております。

『償還元金を超えない市債の発行』を堅持したことにより、⑦住民一人当たり負債額は減少しているほか、④純資産比率及び⑤将来世代負担比率について改善が見られます。一方、③有形固定資産減価償却率については、減価償却が進んでおり公共施設の長寿命化対策などを行っていく必要があります。また、⑧プライマリーバランスは、類似団体と比較して大きく黒字になっており良好な状況にありますが、引き続き、税収確保に努めていきます。

I 資産の状況（将来世代に残る資産はどのくらいあるか）

		R01	H30	H29	R01 類似団体
① 住民一人当たり資産額	千円	1,299	1,333	1,351	1,448
② 歳入額対資産比率	年	3.59	3.69	3.60	3.77
③ 有形固定資産減価償却率	%	58.5	56.7	55.2	60.3

II 資産と負債の比率（将来世代と現世代との負担の分担は適切か）

		R01	H30	H29	R01 類似団体
④ 純資産比率	%	74.7	73.9	73.0	72.7
⑤ 将来世代負担比率	%	13.7	14.1	14.6	15.6

III 行政コストの状況（行政サービスは効率的に提供されているか）

		R01	H30	H29	R01 類似団体
⑥ 住民一人当たり行政コスト	千円	311	311	318	311

IV 負債の状況（財政に持続可能性があるか）

		R01	H30	H29	R01 類似団体
⑦ 住民一人当たり負債額	千円	328	347	364	397
⑧ プライマリーバランス	千円	2,796,208	5,777,811	3,016,792	1,132,072

V 受益者負担の状況（受益者負担の水準はどうなっているか）

		R01	H30	H29	R01 類似団体
⑨ 受益者負担比率	%	5.4	4.9	4.8	4.7

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線2331 47-1816ダイヤル

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

太田市地域防災計画等の改訂について

令和元年東日本台風における災害対応の教訓や検証結果を踏まえ、より実効性を伴う計画とするため、太田市地域防災計画等を改訂したものです。

1 改訂の経過

令和3年 3月 太田市防災会議（書面会議）により3月11日に承認

- ・市民に分かりやすい概要版を作成し防災活動推進を図る

- ・太田市地域防災計画の改訂に伴い、太田市水防計画、災害対応基本マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂

- ・地域防災計画概要版（市民版）を各地区の自主防災組織に配布

* 問い合わせ先 総務部 災害対策課 災害対策係 内線3452 47-1916ダイヤルイン

○公開時期【 1. 庁議後 】



「太田市避難所マップ」の作成について

令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、水害時に開設する避難所を指定し、3グループに分けて段階的に開設することとしたことから、改めて「太田市避難所マップ」を作成し、災害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう周知を図るものです。

- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を反映した市域の地図に、水害時に開設する避難所を色枠付きでわかりやすく表示
- ・情報面には、避難所一覧、避難のときのポイント、太田市避難所開設状況サイト等を掲載
- ・マップの形式：B 1 判（B 4 折り）
- ・作成部数：100,000部

- ・ 3月下旬 市ホームページに掲載
- ・ 4月下旬以降 区長会を通じて全戸配布

* 問い合わせ先 総務部 災害対策課 災害対策係 内線3452 47-1916ダイヤル

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

第三期太田市耐震改修促進計画の策定について

第二期計画の計画期間の終了に伴い、市内建築物の耐震化の進捗を踏まえ、法改正への対応を含めて計画の改訂を行い、引き続き、建築物の耐震化の促進を図ることを目的とします。

令和3年度から令和7年度までの5年間（第三期計画）

③ブロック塀等の安全対策を促進

耐震化率目標達成に向けて建物所有者の防災意識の啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修などの所有者の取り組みにつながる支援策を講じます。

第三期太田市耐震改修促進計画

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 タイヤリン

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 1.庁議後 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7080



【表題】

令和3年度太田市教育行政方針について

【目的】

第2次太田市総合計画に掲げる「教育文化の向上」を推進するため、高い知性、豊かな情操と徳性、優れた創造性とたくましい意志を備えた、心身ともに健康で規律ある人間の育成、歴史や伝統を守り、文化が育まれるまちづくりを目指し諸施策の展開を図るものです。

【概要】

太田市教育大綱に掲げる5つの基本方針より、具体的な取組を推進します。

1. 教育行政の推進
2. 義務教育の推進
3. 高校教育の充実
4. 青少年の健全育成
5. 文化財の保護活用

令和３年度太田市教育行政方針は、別添のとおり

【備考】